

工業用水法に基づく宮城県の指定区域について

(工業用水法施行令 別記14)

○仙台市（広瀬川との交会点以北の東日本旅客鉄道東北本線で陸前山王駅から宮城野駅を經由して長町駅に至るもの、その交会点以南の広瀬川及び広瀬川との交点以南の名取川以東の地域に限る。）

○多賀城市（県道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点以西の一般国道四十五号線、その交点から市道大代橋本線との交点までの県道塩釜七ヶ浜多賀城線、その交点から県道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点までの市道大代橋本線及びその交点以東の県道塩釜七ヶ浜多賀城線以南の地域に限る。）

○宮城郡七ヶ浜町（町道パシフィックラインとの交点以北の県道塩釜七ヶ浜多賀城線、その交点以南の町道パシフィックライン及び町道パシフィックラインと町道湊松ヶ浜海岸線との交点から真南に引いた線以西の地域に限る。）。

○公有水面を除く。

